

介護事業者の皆様へ

- 生活保護法の改正により、**平成 26 年 7 月 1 日以降**に介護保険法の指定を受けたサービスは、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることとなります（**みなし指定**）。

ただし、**別段の申出（辞退）**をされた場合には、みなされません。

- 全ての生活保護法等指定介護機関（みなし指定を含む）は、生活保護法施行規則に規定されている事項に変更等があった場合は、介護保険法だけでなく、**生活保護法においても別に変更等の届出が必要です。**

* 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けるサービスについては、みなし指定となりますので、改めて指定申請を行う必要はありません。

* 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法の指定（介護保険法におけるみなし指定も含む）を受けたサービスについて、平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに生活保護法の指定を受ける場合は、従前どおり介護保険法とは別に申請が必要です。（みなし指定とはなりません。）

【生活保護法等指定介護機関とは】

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護扶助及び介護支援給付を行うため、介護を担当する機関をいいます。

指定を受けた生活保護法等指定介護機関は、生活保護法に従い、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。

【生活保護法施行規則に規定されている変更等届出が必要な事項】

1. 事業所の名称や所在地の変更
2. 事業者の名称や主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名や住所）の変更
3. 事業所の管理者に関する事項の変更（H26.7.1 から届出が必要になりました）
4. 事業者の代表者に関する事項の変更（H26.7.1 から届出が必要になりました）
5. 事業を休止する場合
6. 休止していた事業を再開する場合
7. 生活保護法等の指定を辞退する場合（辞退しようとする日の 30 日以上前に届出が必要です）

《提出先等詳細は、生活福祉課へお問合せ願います》

【お問い合わせ先】

茨木市 福祉部生活福祉課 TEL : 072-620-1635 茨木市役所南館 2 階 (18番窓口)